

天理大学ふるさと会長顕彰に関する覚書

1. 趣旨

学業や課外活動などのあらゆる分野において、校名発揚に寄与した者および団体、もしくは顕著な成果を挙げた卒業・修了予定者に対して、当該年度に、「ふるさと会長顕彰」として報奨金を授与し、その榮譽を称えるものである。

これは、ふるさと会活動の取り組みへの理解を促すために、学長顕彰とは別にふるさと会独自の顕彰と位置づけるものである。

2. 授与対象者

当該年度の卒業・修了予定者を対象とし、学部については、各学科・専攻・コースより、それぞれ1名とし、大学院については、各研究科より、それぞれ1名とする。団体にあつては、当該年度において校名発揚に寄与したクラブ・サークルなどをいう（複数可）。

3. 授与対象者の選出基準および方法

授与対象者の選出基準については、それぞれの研究科・学科・専攻・コースにおいて顕著な学業成績を収めた者、または校名発揚に寄与した者とし、ふるさと会長より、書面にて各学部長および各研究科長に該当者の推薦を依頼する。団体にあつては、大学の意向を徴し、ふるさと会長が決定する。

4. 顕彰内容

学部生には1名につき30,000円、大学院生には1名につき50,000円、団体にあつては1団体につき50,000円をそれぞれ報奨金として授与する。

5. 予算措置

ふるさと会長顕彰に必要な報奨金は「会友活動援助費」から計上する。

6. 変更

この覚書の内容を変更する場合は、常務会の議を経るものとする。

7. 実施

この覚書は、令和6（2024）年4月1日から実施する。